

四日市市選管告示第 3 1 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項で読み替えて準用される同法第 4 1 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一期日前投票所	四日市市諏訪町 2 番 2 号 四日市市総合会館 1 階ロビー	令和 7 年 8 月 2 2 日から 令和 7 年 9 月 6 日まで
四日市市第二期日前投票所	四日市市塩浜町 1 番地 1 1 三重北勢健康増進センター 1 階研修室	令和 7 年 8 月 3 0 日から 令和 7 年 9 月 6 日まで
四日市市第三期日前投票所	四日市市富田二丁目 4 番 1 5 号 四日市市防災教育センター 2 階防災センター	
四日市市第四期日前投票所	四日市市曾井町 3 9 1 番地 2 四日市市中消防署中央分署 3 階多目的ホール	
四日市市第五期日前投票所	四日市市大字泊村 4 1 8 4 番地 3 四日市市南消防署南部分署 1 階第 1 会議室	
四日市市第六期日前投票所	四日市市中村町 2 2 8 1 番地 2 四日市市北消防署北部分署 1 階 会議室	
商業施設 期日前投票所	四日市市安島一丁目 3 番 3 1 号 トナリエ四日市 4 階わくわく・ふれあい広場	令和 7 年 9 月 4 日から 令和 7 年 9 月 6 日まで

（選挙管理委員会事務局）